

2017年8月24日

大阪府知事 松井 一郎 様  
福祉部長 酒井 隆行 様

大阪府職員労働組合健康福祉支部  
支部長 小山



## 2017年度府職労健康福祉支部緊急要求書

府民福祉の向上、職員の労働条件改善のため、下記の項目について、緊急に要求します。部として、誠意をもって回答されるよう強く求めます。

### 記

1. 労使慣行を遵守し、労使間の確認事項を遵守すること。
2. 岸和田子ども家庭センター生活福祉課で、再任用のペアが成立せず、短時間再任用+非常勤となっている。岸和田子ども家庭センター生活福祉課ケースワーカーは、産休等代替制度が適用され、非常勤では代替できないと当局自身が認めているところである。非常勤による代替は、業務量増や他職種への負担増となっており、早急に補充を行うなど、労働条件の改善に必要な措置を講じること。
3. 障がい者自立相談支援センター知的障がい者支援課において、ケースワーカーの病欠が長期化している。また、心理職1名の欠員が続いており、職場全体として非常に負担が大きくなっている。労働条件の改善のための措置を講ずること。
4. 保護第二課では、体制上必要な非常勤職員の欠員がしばしば発生しており、非常勤職員の

業務を埋めるため、正規職員が時間外労働でカバーする事態が頻発している。保護第二課スタート当初から、支部が4名夜勤体制が必要であると主張してきたように、正規3名夜勤に足りない部分を非常勤職員で埋めるという体制に無理があると言わざるをえない。正規職員を配置することが必要だと考える。恒常的時間外労働・過重負担解消のための措置を講ずること。

5. 妊娠判明した場合、母体を守るため夜勤をはずすのはもちろんのこと、母性保護のため妊婦の通勤緩和等の権利は保障されなければならない。ところが、保護第一課では、現在妊娠中にもかかわらず、拘束勤務につかざるを得ない事態が発生し、通勤緩和が保障されない事態が生じている。また、4月から育休から復帰した職員が、夜勤に入り育児時間を取れない事態となっている。これは、女性職員1名の定数を再任用＋非常勤で配置しており、0.5人分の欠員状態であることから、非常勤以外の職員全員で責任日勤等9時～5時半まで現場を離れることができない勤務につかなければ勤務ローテーションが回らないためである。そのため母性保護等の権利行使が困難となっている。

8月末には、女性職員の退職が見込まれる中、母性保護のための権利行使ができ、かつ子どもの安全を守り、今でも過酷な夜勤・遅出勤務の他職員への過重負担とならないような措置をただちに講ずること。

6. 保護第一課で、男性職員の退職、育児休業の取得などが今後予定されており、夜勤・遅出13名体制が崩れることとなる。夜勤ローテーションの間隔を守り、労働条件を悪化させることのないよう対応すること。

7. 子どもライフサポートセンターにおいて、時間外労働が多く（夜勤明けに夕方まで残っている）、また、7日以上連続勤務となる事態もあり、過酷な労働実態となっている。正規看護師の配置、夜勤4名体制とするなど抜本的な対応が必要と考える。労働条件改善のための措置を講ずること。

8. 障がい者自立センターにおいて、言語聴覚士1名が3月末に退職後補充がされておらず、利用者サービスに支障をきたしているとともに、2人の言語聴覚士に過重負担が生じているため、早急に言語聴覚士を配置するなどして、労働条件改善のための措置を講じること。また、育休に入ったケースワーカーの代替職員が確保されず、7月になってやっと非常勤職員での代替となったが、他職員への過重負担が生じているため、労働条件改善のための措置を講じること。
9. 子ども家庭センター児童心理司は心理診断件数等の増加による業務量が非常に多く、療育手帳申請増加による対応も増えている。児童虐待相談等増加による業務量増は児童福祉司のみならず児童心理司も同様であり、昨年改正された政令等により出された児童相談所運営指針に基づき対応し、児童心理司の労働条件を改善すること。
10. 子ども家庭センターのDVセンター機能について、非常勤化されて以降、非常勤職員の勤務時間終了後など非常勤職員がいない時間帯をカバーする職員の負担が大きい状況が続いている。更に今年度、吹田、池田、富田林で非常勤職員が退職するなど、非常勤配置すらできていない状況がある。負担解消のため、DV担当職員を正規配置するなど労働条件改善のための措置を講じること。また、当面は府民サービス低下にならないよう非常勤職員の対応が時間外まで継続する場合の時間外勤務手当の支給を行うこと。
11. 子ども家庭センターにおける児童虐待夜間休日対応の当直体制について、2次対応者が時間を問わず連絡が入ることで負担が増加している。体制の見直しを含め負担軽減を図ること。また、当直者の待機するための仮眠スペースの設備の改善等必要な処置を講じること。